

令和5年4月23日執行

**六ヶ所議会議員一般選挙**  
**— 立候補の手引き —**

六ヶ所村選挙管理委員会

この手引きは、候補者が立候補するに当たっての届出の方法、村選挙管理委員会から交付される選挙用各種物品、証明書類の交付の手続き、その使用方法等について説明するとともに、選挙運動をするに当たって、候補者に特に留意していただく事項についてまとめたものです。

— 目 次 —

第 1	一般的な注意事項	.....	1
第 2	立候補の資格	.....	2
第 3	立候補届出等手続	.....	2
第 4	物品及び証明書類の使用に関する注意事項	.....	7
第 5	選挙運動	.....	9
第 6	当選人	.....	2 2
第 7	供託物の没収・返還	.....	2 3
第 8	選挙運動の費用	.....	2 3
第 9	主要な届出書類一覧表	.....	3 1
第 1 0	主要日程表	.....	3 2

六ヶ所村選挙管理委員会 事務局

電 話 0 1 7 5 - 7 2 - 8 1 8 5

F A X 0 1 7 5 - 7 1 - 1 3 1 4

# 第1 一般的な注意事項

## 1 選挙の期日等

- (1)選挙期日の告示日 令和 5年 4月18日(火)
- (2)選挙期日 令和 5年 4月23日(日)
- (3)開票及び選挙会 令和 5年 4月23日(日)
- (4)当選証書付与式 令和 5年 4月24日(月)

## 2 選挙に関する届出等の時間及び場所

### (1)届出等の時間

選挙管理委員会及び選挙長に対してなされる届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています。

また、これらの届出等の効力は、到達主義をとっていますので早めに提出してください。

### (2)届出先

六ヶ所村選挙管理委員会 (電話0175-72-8185)  
六ヶ所村大字尾駸字野附475番地 (役場分庁舎内)

## 3 交付物品の確認

立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付品目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。

## 4 交付物品の保管に関する注意

交付物品や証明書類の交付を受けた後は、再交付しない交付物品や証明書がありますので、紛失、盗難又は毀損のないように保管には十分注意してください。

## 5 選挙長及び事務取扱い場所

六ヶ所村議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長の事務を取扱う場所は次のとおりです。

- (1)六ヶ所村議会議員一般選挙 選挙長 辻浦 英朗
- (2)選挙長の事務を取扱う場所 六ヶ所村選挙管理委員会事務室

## 第2 立候補の資格

### 1 選挙権及び被選挙権があること

日本国民であって、年齢満25年（選挙期日により算定）以上の者で、次の欠格事項に該当しない者であること。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者  
(刑の執行猶予中の者を除く)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪又はあっせん利得罪により刑期満了になっていない者
- (4) 公職にある間に犯した収賄罪又はあっせん利得罪の実刑の刑期満了から10年を経過しない者
- (5) 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、刑が執行猶予中の者
- (6) 選挙に関する犯罪により実刑の刑期満了から5年間を経過しない者
- (7) 政治資金規正法に定める犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、刑が執行猶予中の者
- (8) 政治資金規正法に定める犯罪により実刑の刑期満了から5年間を経過しない者

上記の欠格事項によるもののほか、立候補の禁止規定（重複立候補の禁止等）及び立候補の制限（公務員の立候補の制限等）の規定があるので詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 第3 立候補届出等手続

### 1 立候補の届出

#### (1) 立候補届出の際必要とする書類

##### ア 本人届出の場合

- (ア) 候補者届出書 (※本人届出用)
- (イ) 供託証明書
- (ウ) 宣誓書
- (エ) 所属党派証明書 (※無所属の場合は不要)
- (オ) 戸籍謄本又は抄本
- (カ) 住民票の抄本
- (キ) 通称認定申請書 (※通称を使用する場合のみ)

##### イ 推薦届出の場合

- (ク) 候補者推薦届出書 (※推薦届出用)
  - (ケ) 候補者推薦届出承諾書
  - (コ) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
- 及び、上記アの(イ)から(キ)までの書類

## (2)立候補届出書の記載上の注意

ア 「氏名」は、楷書で明確に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出することは差し支えありません。

（例）澤→沢・實→実・壽→寿・廣→広・斎→齊・嶋→島

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無の判定に直接係わる事項のため、正確に書いてください。本籍、生年月日は戸籍謄（抄）本の記載と、住所は住民票の住所の記載と一致しているように注意してください。

また、年齢は、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

ウ 「党派名」も正確に記載してください。党派名とは、候補者届出書に添付する所属党派証明書の政党その他の政治団体の名称です。従って、政党その他の政治団体に所属していない者は、無所属となりますが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者も、党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

また、二以上の政党その他の政治団体に属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を記載してください。

エ 「職業」は、できる限り詳細に記載してください。

また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第142条に規定する村と請負関係にある者についてはその旨を必ず記載してください。

## (3)届出書への添付書類

### ア 供託証明書

供託証明書は、供託をした法務局で交付されます。

現金150,000円又は額面150,000円の国債証書を供託しなければなりません。供託は、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義であり、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で供託することが必要です。

従って、本人が自分で届出をする場合に第三者名義でした供託や、推薦届出において、推薦を受ける候補者本人の名義でした供託は無効であり、このような供託証明書を添付された候補者届出書は受理することができません。

なお、供託書には、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記載しなければなりません。推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄に候補者の本名を記載していなければならないことに注意してください。供託は、選挙期日の告示前であってもすることができます。

### イ 宣誓書

宣誓書は、候補者となろうとする者が被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う文書です。

#### ウ 所属党派証明書（※無所属の場合は不要）

立候補届書に記載されている政党又は政治団体が真実であることを証明するため、政党又は政治団体が発行する証明書で、二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、そのどれか一でなければなりません。

#### エ 戸籍の謄本又は抄本

なるべく最近のもの（3ヶ月以内のもの）を提出してください。

#### オ 住民票の抄本

なるべく最近のもの（3ヶ月以内のもの）を提出してください。

#### カ 通称認定申請書（※通称認定を希望しない場合は不要）

通称認定申請書は、候補者届出書に添えて提出しなければなりません。

通称とは、本名（戸籍名）以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものであって、通称であることを証明する資料（名刺、出版物等）を提示しなければなりません。

また、通称には、一般通称のほか、戸籍名を仮名書きにする場合等も通称に当たりますが、この場合は、特にそのことを証明するに足りる資料を提示する必要はありません。

#### キ 推薦届出の場合

「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書」が必要です。

### (5) 押印義務の見直し

従来、立候補届出書類については、その真正性を確認するため、候補者本人の記名押印が求められていましたが、令和2年12月28日の省令改正に伴い、立候補届出関係書類の義務付けが廃止され、以下のような手続きが可能となりました。

氏名欄の書き方	届出をする者	必要事項
記名のみ	候補者本人	候補者の本人確認書類の提示又は提出
	代理人	①候補者からの委任状の提示又は提出 ②代理人の本人確認書類の提示又は提出

なお、従前のおり記名押印による場合や、候補者本人の署名とすることも可能であり、この場合、上記の本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

【参考】署名…自己の氏名を自署（手書き）すること。

記名…自己の名前を記すこと。例）自署、代筆、スタンプ、印刷されたもの等

### (6) 立候補の届出

#### ア 届出期間及び時間

(ア) 届出期間 令和5年 4 月 1 8 日（1日間）

(イ) 届出時間 午前8時30分から午後5時まで

#### イ 届出先

受付場所 六ヶ所村立中央公民館 会議室

※ 選挙長へ郵便によることなく、文書で届出なければなりません。

#### ウ 届出の受付方法

受付の順序については、午前8時30分までに立候補届出の場所に到着した方で、「受付順決定のくじを引く順番」のくじを行い、この順番に従って「受付順決定」のくじを行います。

それ以後に到着の方は、くじ最終者のあとに到着順に並んでいただきます。

#### エ 届出に持参するもの

候補者届出書に押印された印鑑（推薦届出の場合は、推薦届出書に押印された印鑑）を持参してください。

※ 届出書類の訂正及び交付物品、証明書等の受領に必要。

#### オ 必要書類の事前審査

立候補届出書類に不備がある場合は、届出が遅れることがありますので、4月12日（水）の午前9時から午後4時の間に、必要書類に所要事項を記載の上、選挙管理委員会に持参し、必ず事前審査を受けてください。先着順に行います。

## 2 その他の届出

### (1) 立候補の辞退

立候補の辞退届は、必ず立候補者本人が選挙長に文書で立候補の届出の期間内（4月18日、午後5時まで）に辞退の届出をしなければなりません。

なお、辞退届に押印する印鑑は、立候補届出書に押印した印鑑と同一のものを使用してください。

### (2) 立候補届出事項の異動届

立候補の届出に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届出てください。

### (3) 出納責任者、選挙事務所、選挙運動に使用する者の届出

#### ア 出納責任者選任届（異動届）

(ア) 立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者を選任し、選挙管理委員会に届出をしなければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄付を受けたり支出をしたりすることはできません。

(イ) 出納責任者に異動があった場合も届出が必要となります。

(ウ) 推薦届出者が選任する場合は、候補者の承諾書が必要となります。さらに、推薦届出者が数人いる場合は、その代表者である証明書が必要となります。

#### イ 選挙事務所の設置届（異動届）

(ア) 選挙事務所を設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届出をしてください。

(イ) 選挙事務所を異動した場合も届出が必要となります。

(ウ) 推薦届出者が設置する場合は、候補者の承諾書が必要となります。さらに、推薦届出者が数人いる場合は、その代表者である証明書が必要となります。

#### ウ 報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出

(ア) 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら車上又

は船舶上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者を雇った場合は、選挙管理委員会に届出なければなりません。

(イ) 報酬は届出をしたときから選挙期日の前日まで支給できます。なお、1日当たり9人、その期間を通じて45人まで届け出ることができます。

#### (4) 選挙立会人の届出

ア 選挙立会人となるべき者は、当該選挙の選挙権を有する者でなければなりません。

なお、届出は任意ですが、常に（推薦届出であっても）候補者が選挙長に対してしなければなりません。

イ 届出書に選挙立会人となるべき者の承諾書を添えて、選挙期日前3日（4月20日）の午後5時までに、選挙長に届け出てください。



## 第4 物品及び証明書類の使用に関する注意事項

### 1 候補者に交付する物品、証明書一覧表

交付物品 及び 証明書類の種類	数量	交付者	使用 方法	備 考
選挙運動用 自動車表示板	1	村選管	自動車冷却器の前面に 常時掲出	
選挙運動用 拡声機表示板	1	〃	拡声機送話口の下部に 常時掲出	
街頭演説用標旗	1	〃	街頭演説の場合に掲出	
選挙運動用 自動車乗車用腕章	4	〃	候補者、運転手1名以 外の者が乗車中着用	この腕章を着用して街頭演 説をすることができる。
街頭演説用腕章	1 1	〃	街頭演説に従事する者 が着用	一標旗の下に上記選挙運動 用自動車乗車用腕章を通じ て1 5以内に限る。
候補者用通常葉書 使用証明書	1	選挙長	選挙運動用葉書の無料 交付又は手持ちの葉書 に選挙用の表示を受け る場合に郵便局に提出	通常葉書 800 枚 (無 料)
選挙運動用 通常葉書差出票	8	〃	選挙運動用通常葉書を 郵便局に差し出すとき に添付	1枚の差出票により1 0 0 枚まで差し出すことができ ます。
新聞広告 掲載証明書	2	〃	希望する新聞社に提出 し、有料で広告を掲載 できます	横 9.6cm、縦 2 段組以内記 事下に限る。色刷りは認め られない。
選挙運動用 ビラ証紙交付票	1	村選管	村選管に提出し、引き 換えに証紙の交付を受け る	村選管に届け出た、2種類 以内で、1, 6 0 0枚に限 られ、規格や頒布方法に制 限がある。

### 2 選挙運動用自動車の表示板

(1) この表示板は、選挙運動用自動車の冷却器の前面（車両前面の見えやすい場所）に、当該自動車の使用中、常時取り付けておかなければなりません。

(2) 万一、表示板が盗難、紛失又は毀損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請の手続きを取らなければなりません。

盗難又は紛失による場合は、再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当該警察署へ届け出た年月日を記載します。

また、毀損による場合は、その表示板を添えて再交付申請書を提出してください。

(3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を取り付けることのほか、道路交通法等の取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

### 3 選挙運動用拡声機の表示板

(1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に、使用中、常時取り付けておかなければなりません。

(2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

### 4 街頭演説用標旗

(1) 街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。

(2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

### 5 街頭演説用腕章及び自動車乗車用腕章

(1) 街頭演説をする場合には、街頭演説用腕章(1枚交付)を着用していなければなりません。また、これと同時に、選挙運動用自動車乗車用腕章(4枚交付)も街頭演説の際に使用することができます。

(2) 再交付の申請の手続きは、2の(2)を参照してください。

### 6 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

(1) この証明書を選挙運動期間中に日本郵便株式会社野辺地郵便局(以下「野辺地郵便局」)の窓口へ提出すれば候補者一人につき800枚の「選挙用」と表示してある通常葉書の無料交付を受けることができます。

また、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を用いる場合は、「選挙用」の表示を受けるために、この証明書を必要とします。

(2) 通常葉書に要する費用の内、私製葉書の台紙の費用及び印刷費用は選挙運動費用に加算されます。

なお、手持ちの郵便葉書にあらかじめ印刷しておいて、これを差し出すこともできますが、この場合の郵便葉書の購入費用は自己負担になることに注意しなければなりません。

(3) 葉書を発送する際、必ず野辺地郵便局に選挙運動用通常葉書に選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出さなければなりません。

1枚の差出票により100枚まで差し出すことができます。

また、選挙運動用葉書を野辺地郵便局に差し出さず、直接郵便ポストに投函したり、選挙人に路上等で手渡す、人を使って配布することはできません。

(4) 交付又は表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損したものについては、その枚数に限って代わりに別の手持ちの葉書を使用することができます。この場合、書き損じた(毀損した)葉書と引換えに、野辺地郵便局で「選挙用」である旨の表示を受けなければなりません。また、無料葉書の再交付を受けることはできません。なお、書き損じの葉書は、郵便局において選挙運動の期間中保管することになっています。

## 7 新聞広告掲載証明書

この証明書は、新聞広告を掲載する場合に必要とするもので、掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば、有料で新聞広告を掲載することができます。

広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日まで）でなければなりません。新聞によっては、相当日時の余裕をもって申し込まなければ、自己の希望する期日等に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞社と打ち合わせておく必要があります。

広告は、同じ新聞でも別々の新聞でも計2回までの掲載となります。

なお、立候補届出の際に通称認定申請をして、その使用が認められたときは、新聞広告についても通称を記載して行うことになります。

## 第5 選挙運動

### 1 選挙運動のできる期間

立候補の届出をし、受理された時から選挙期日の前日（4月22日）までです。

### 2 選挙事務所

#### (1) 選挙事務所の設置

1 候補者につき1ヶ所設置できます。設置したときは選挙管理委員会に文書で届出をしなければなりません。

#### (2) 選挙事務所の異動

選挙事務所を移転（移動）し、又は、廃止することは1日につき1回限り自由に行うことができます。この場合も選挙管理委員会に文書で届出が必要となります。

#### (3) 選挙事務所を表示する方法

選挙事務所には、その表示のため、次のようなものを掲示することができます。

ア ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規 格

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えてはなりません。（縦を横にすることは自由です。）

(イ) ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

ウ 数 量

ポスター、立札及び看板の類は通じて3以内、ちょうちんの類は1個に限られています。「通じて3」とは、「合計3」ということで、看板を2枚使った場合には、ポスターか立札のいずれか1枚しか使用できないこととなります。

また、看板等の両面を使用した場合は、それぞれ1枚と数えるため、掲示した枚数は2枚となります。

なお、事務所の内側に掲示したもので、外側に掲示したのと同じ効果がある場合もこれに含まれます。

エ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり、候補者の写真や画像等を貼りつけることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日における設置場所の制限

選挙事務所の設置場所は特段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。ただし、選挙の当日には、投票所を設けた場所の入口（入口が2ヶ所以上あるときは、そのいずれからも）から300メートル以内（直線距離で測る）の区域にある選挙事務所は、閉鎖するか、又は300メートル以外の区域に移転させなければなりません。この場合も異動（廃止）届が必要です。

(5) 選挙事務所内で頒布できる文書図画

選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。ただし、選挙管理委員会が交付した証紙を貼らなければ頒布することができません。

3 選挙運動用自動車及び拡声機の使用

(1) 使用できる数

選挙運動用自動車 1台

拡声機 1揃

自動車、拡声機には、選挙管理委員会が交付した表示板をつけなければなりません。

(2) 使用できる自動車

使用できる自動車は、次のものに限られます。

ア 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

※ 屋根、側面、後面の全部又は一部が開放されているもの及び屋根の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。

イ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

※ 上面、側面、後面の全部又は一部が開放されているものを除く。

ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車で、ア及びイに該当しないもの

※ 二輪自動車以外の自動車については、屋根、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。

## エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

※ 小型貨物自動車とは自動車検査証の「種別」欄の記載が小型、「用途」欄の記載が貨物自動車のもので、軽貨物自動車とは軽自動車に該当する貨物自動車です。これらの車であれば、乗車定員が4人以上10人以下のものでなくても、また屋根等が開放されているもの及び開閉できるものでも使用できる。

なお、これらに使用できる自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、例えば、ライトバンの物品積載口を開いたまま走行することはできません。

### (3)乗車制限

選挙運動用自動車1台について、候補者、運転手（1名）を除き4人を超えてはなりません。また、選挙管理委員会の交付する腕章を着用しなければなりません。

### (4)車上の選挙運動の禁止

走行中の選挙運動用自動車の上においては、選挙運動をすることができません。

ただし、停止した自動車の上において行う選挙運動のための演説をすること、午前8時から午後8時までの間に走行中選挙運動のための連呼行為をすることは例外的に認められています。

### (5)自動車に掲示することができる文書図画

ア 種類 ポスター・立札・ちょうちん及び看板の類

イ 規格

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、縦273cm、横73cm以内

(イ) ちょうちんの類は、高さ85cm以内、直径45cm以内

ウ 数量

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、数の制限はありません。

(イ) ちょうちんの類は1個に限られます。

エ 記載内容

記載内容には制限がありませんので、候補者の写真を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項（例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事）を掲載することはできません。

### (6)その他

上記（5）の掲示は、道路交通法に違反するおそれがあるため、取り付ける際には、野辺地警察署の指示を受けることが適当です。

## 4 文書図画の頒布（インターネット等を利用する方法により頒布する場合を除く）

(1)選挙運動のための文書図画は、通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布することができません。

ア 通常葉書

(ア) 頒布できる通常葉書の枚数は、候補者1人につき、800枚です。

- (イ) 通常葉書の掲載文書の内容には制限がありませんので、候補者の写真を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項（例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事）を掲載することはできません。
- (ウ) 通常葉書は、野辺地郵便局の窓口にし出すこととなりますが、少なくとも投票日の前日（4月22日）までに宛先に到着するようにしなければなりません。
- (エ) 郵便によらず、路上で配ったりすることはできません。

#### イ 選挙運動用ビラ

- (ア) 候補者1人が頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内で枚数は、1,600枚です。あらかじめ頒布しようとする2種類以内のビラの見本を添えて、選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- (イ) ビラの頒布方法は、次の場所において頒布することができます。
  - i 新聞折込み
  - ii 候補者の選挙事務所内
  - iii 個人演説会の会場内
  - iv 街頭演説の場所
- (ウ) 選挙運動用ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。
- (エ) 選挙運動用ビラの規格は、29.7cm×21cm（A4判）を超えてはなりません。また、この規格を超えた場合、証紙は交付されません。
- (オ) ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（法人にあっては所在地と名称）を記載しなければなりません。

### 5 選挙運動用ポスター

#### (1) 選挙運動用ポスター

- ア 候補者が掲示できるポスターは、公営ポスター掲示場ごとに1枚です。
- イ 選挙運動用ポスターの規格は、長さ42cm×幅30cm（タブロイド型）を超えてはなりません。なお、事前審査の際にポスター1枚を持参し、規格の確認を受けてください。
- ウ 検印を受け、証紙を貼る必要はありません。
- エ 紙質、色彩及び記載内容には特に制限はありませんが、虚偽事項又は利害誘導事項の記載については、罰則が設けられています。
- オ ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（法人にあっては所在地と法人名）を記載又は印刷しなければなりません。

#### (2) 公営ポスター掲示場

- ア 選挙管理委員会で投票区ごとに、義務制の公営ポスター掲示場に準じた基準に従って、任意制ポスター掲示場を設置し、設置場所を告示します。
- イ ポスター掲示場の設置数は、村内79ヶ所です。
- ウ ポスターを掲示できるのは、掲示場の区画にあらかじめ付してある番号と、立候補届出順位番号と一致する箇所に1枚です。

エ ポスター以外のものは掲示できません。

## 6 文書図画の撤去義務

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用したもの及び演説会場においてその演説の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

## 7 新聞広告

候補者は、選挙運動期間中、2回に限り、いずれか一つの新聞に一定寸法（横9.6cm、縦2段組以内であって、その場所は、記事下に限られ色刷りは認められない）以内で、同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

## 8 個人演説会

(1) 候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます。なお、回数についての制限はありません。

(2) 個人演説会の会場に、次の文書図画を掲示することができます。

### ア 会場の内部

(ア) ポスター	}	数	制限はありません	
(イ) 立札		}	大きさ	制限はありません
(ウ) 看板の類				

(エ) ちょうちん — 数1個 大きさ 高さ8.5cm、直径4.5cm以内

**※屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等が解禁されました。**

### イ 会場の外部

(ア) ポスター	}	数	通じて2以内	
(イ) 立札		}	大きさ	縦27.3cm、横7.3cm以内
(ウ) 看板の類				

(エ) ちょうちん — 数1個 大きさ 高さ8.5cm、直径4.5cm以内

これらの文書図画には、掲示責任者の住所及び氏名を記載しなければなりません。

なお、(エ) のちょうちんについては、会場の内外でどちらか1個に限られます。

## 9 公営施設使用の個人演説会

(1) 公営施設の個人演説会は、各学校及び各公民館、尾駮地区学習等供用センター、平沼集会所、倉内コミュニティーセンター、六ヶ所村立総合体育館、六ヶ所村酪農会館、六ヶ所村文化交流プラザを使用することができます。

(2) 上記施設を利用して、個人演説会を行う場合は、開催日2日前までに選挙管理委員会に文書で申し出なければなりません。

(3) 上記(2)の申し出は、立候補の届出後でなければできません。選挙の告示日が4月18日のため、2日後の4月20日以降でなければ、公営施設を使用しての個人演説会

は開催できません。

(4) 公営施設は、個々の施設の諸行事に支障がなければ使用できます。

この場合、候補者1人につき同一施設ごとに1回を限り無料で使用できます。

(5) 個人演説会のための公営の施設を使用する時間は、1回につき5時間以内でなければなりません。

## 10 公営施設以外の施設を利用する個人演説会

公営施設以外では、個人演説会を任意に行うことができますが、次の施設、建物を使用することは禁止されています。

(1) 国、地方公共団体等が所有し又は管理する建物（9の（1）の施設を除く）

(2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場、その他鉄道用地内

(3) 病院、診療所その他療養施設

## 11 街頭演説

(1) 街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場にとどまり、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。

したがって、移動しながらする演説及び走行中の自動車の車上からする演説はできません。

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。

また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。

(3) 街頭演説において、選挙運動に従事する者は、15人以内で、選挙管理委員会の交付する腕章をつけなければなりません。

(4) 街頭演説の場所で、選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。

## 12 インターネット等を利用する方法による選挙運動

### (1) インターネット等を利用する方法

「電気通信の送信（放送を除く）により、文書図画をその受信する者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法」であり、インターネットのほか、社内LANや赤外線通信なども対象となります。

#### ア ウェブサイト等を利用する方法

「インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの」で、何人もこれを利用して選挙運動を行うことができます。

※ 例えば、 ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）、  
動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、  
動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等） 等



イ 電子メールを利用する方法

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メール」であり、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入力装置を含む）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電子通信であって、総務省令で定める通信方式を用いるものとなります。

電子メールを利用して選挙運動を行うことができる者は、候補者・政党等に限定されます。

(2)利用主体の制限

できること / できないこと		政党等	候補者	第三者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（ツイッター、フェイスブック、LINE等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○※4	○※4	○※4
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※5	○※5	○※5
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接リンクするバナー広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たせば可。

※4 現行どおり、規制されません。ただし、新たに表示義務が課されます。

※5 現行どおり、規制されません。

選挙運動用電子メールの送信が認められる候補者・政党等

選挙の種類	候補者	政党等
衆議院（小選挙区選出）議員	○候補者	○候補者届出政党
衆議院（比例代表選出）議員	○衆議院名簿登載者	○衆議院名簿届出政党等
参議院（比例代表選出）議員	○参議院名簿登載者	○参議院名簿届出政党等
参議院（選挙区選出）議員	○候補者	○確認団体（当該選挙に所属候補者があるものに限る）
都道府県知事	○候補者	○確認団体
都道府県議会議員	○候補者	○確認団体
指定都市の市長	○候補者	○確認団体
指定都市の市議会議員	○候補者	○確認団体
指定都市以外の市の市長	○候補者	○確認団体
指定都市以外の市の市会議員	○候補者	×
町村長	○候補者	×
町村議会議員	○候補者	×

その他利用主体に関すること

「満18歳未満の者」「選挙犯罪により公民権停止中の者」「選挙事務関係者（投票管理者等）」「特定公務員（選挙管理委員会委員等）」は、現行法において選挙運動そのものが禁止されておりますので、インターネット選挙運動も同様に行うことはできません。

(3) 選挙運動用電子メールの送信先の制限

選挙運動用電子メールが無秩序に送信され、受信者の日常に支障を及ぼしたり、多額の通信費の負担につながったりする場合もあり、電子メールの受信をしたくない有権者もいると考えられることから、送信先についても一定の制限を課すことにしております。

	①	②
送信対象者	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	政治活動用電子メール（メールマガジン等）を継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの
送信対象電子メールアドレス	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	政治活動用電子メールに係る自ら通知したメールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

【参考】 電子メールアドレスを「自ら通知」することの該当、非該当の例

(自ら通知したと評価できる例)

- ・ 電子メールアドレスを記載した名刺その他の書面を選挙運動用電子メール送信者に交付すること。
- ・ 選挙運動用電子メール送信者に対し通知するため、後援会の入会申込書に電子メールアドレスを記載すること。
- ・ 選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを本文に記載した電子メールを送信すること。

(自ら通知したとは評価できない例)

- ・ 選挙運動用電子メール送信者が名簿を購入し、又は当該選挙運動用電子メール送信者の選挙運動や政治活動とは別の目的で作成された名簿を譲り受け、その名簿に掲載されている電子メールアドレスを知るに至った場合。
- ・ 選挙運動用電子メール送信者が電子メール配信代行業者を使用してメールマガジンを発行している場合であって、その受信リストに登録されている電子メールアドレスが当該選挙運動用電子メール送信者に通知されないとき。

(4) インターネット等利用者の表示義務

選挙運動用又は落選運動用文書図画を頒布する場合には、自ら頒布する文書図画の記載内容に責任を持たせ、反論等の場合の連絡先を明らかにすることで、誹謗中傷やなりすましを一定程度抑止しようという趣旨で、一定事項の表示が義務付けられます。

<p>ウェブサイト等を用いた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 選挙運動用文書図画</li> <li>■ 落選運動用文書図画</li> </ul>	<p>①電子メールアドレス等を表示することが義務付けられている。</p> <p>※<u>電子メールアドレスのほか、返信用フォームの URL、ツイッターのユーザー名など、その者に直接連絡が取れるものであることが求められる。</u></p> <p>②電子メールアドレス等は、受信する者が利用する通信端末機器の映像面に正しく表示されなければならない。</p>
<p>電子メールを用いた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 選挙運動用文書図画</li> <li>■ 落選運動用文書図画</li> </ul>	<p>次の事項の表示が義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①選挙運動用電子メールである旨</li> <li>②選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</li> <li>③選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</li> <li>④送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>①頒布者の電子メールアドレス</li> <li>②頒布者の氏名・名称</li> </ul>

#### (5) 選挙運動用電子メール送信者の記録保持義務

選挙運動用電子メール送信者には、送信先の制限違反に問われないよう、一定の記録の保存が義務付けられています。

ア 選挙運動用電子メール送信の求め・同意をした者に対し送信する場合

- ① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
- ② 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

イ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合

- ① 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
- ② 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
- ③ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

#### (6) 選挙期日当日の取扱い

選挙運動は選挙期日の前日までに限られるため、選挙期日の当日の文書図画の頒布については禁止されており、ウェブサイトの更新や選挙運動用電子メールの送信も行うことができません。

ただし、選挙運動期間中にウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画については、選挙期日の当日においても、受信者の通信端末機器の映像画面に表示させることができる状態に置いたままにすることができます。

#### (7) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告が認められる政党等は次のとおりです。

選挙の種類	政党等
衆議院議員	○候補者届出政党・衆議院名簿届出政党等
参議院議員	○参議院名簿届出政党等・確認団体
都道府県知事	○確認団体
都道府県議会の議員	○確認団体
指定都市の市長	○確認団体
指定都市の議会の議員	○確認団体
指定都市以外の市の市長	○確認団体
指定都市以外の市の議員	×
町村長	×
町村議会議員	×

#### (8) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為

インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為をすることができます。

したがって、例えば、選挙期日後、自身のホームページ等において当選等に関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して挨拶をすることは可能となります。

#### (9) 第三者によるインターネット等を利用した選挙運動に要する支出の取扱い

インターネット等を利用する選挙運動に要する支出について、第三者は、現行の電話と同様に、出納責任者の承諾なく行うことができます。

#### (10) プロバイダ責任制限法の特例

選挙運動用・落選運動用文書図画によって、自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からの申出を受けたプロバイダ等の対応について、次のとおり特例が設けられました。

ア 発信者に対する削除同意照会期間の短縮

プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間が、通常の「7日」から「2日」に短縮されます。情報発信者から2日以内に削除に同意しない旨の返事がない場合は、プロバイダ等が当該情報を削除しても民事上の賠償責任は問われません。

イ 電子メールアドレス等が表示されていない情報を削除した場合に係る特例

電子メールアドレス等の表示義務を果たしていない情報については、プロバイダ等が情報発信者に照会せず直ちに削除しても、民事上の賠償責任は問われません。

#### (11) 候補者・政党等のウェブサイトURLの周知

立候補届出書類の様式の改正により、立候補届出の際に、候補者等が各々のウェブサイトのURLを届け出ることができることとされ、選挙管理委員会を通じて周知されることとなります。

### 13 休憩所等の禁止

選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備は設けることができません。

### 14 選挙運動ができない者

#### (1) 選挙事務関係者

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

#### (2) 特定の公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中どこでも選挙運動をすることができません。

### (3) 一般職の公務員

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）ができません。

### (4) 満 18 歳未満の者

満 18 歳未満の者は選挙運動ができず、また、何人も満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動ではなく、単に労務のために使用することは差し支えありません。

### (5) 選挙犯罪者

選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を停止された者は、選挙運動をすることができません。

## 15 地位利用による選挙運動の禁止

### (1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

国又は地方公共団体のすべての公務員（一般職、特別職を問わない。）、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員等は一切その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力及び便益を利用することとされており、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは、直ちに地位利用による選挙運動となるとはいえません。

### (2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止

公務員等である者は、その地位を利用して候補者や候補者になろうとする者を推薦し、支持し又は反対したりする目的で、選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。したがって、公務員等がその地位を利用して関係団体等に対し、特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体の構成員になるよう勧誘したり、投票の割当を指示したりする等の行為は、すべてできないこととなります。

### (3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

学校教育法に規定する学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園）の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒又は学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。

## 16 戸別訪問の禁止

何人も、投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。(個別とは、選挙人宅個々のみでなく、会社や工場等も含まれます。)

ただし、個々面接は禁止されておられませんので、個々に選挙人に会った場合に挨拶する行為は、戸別訪問に該当しない限り、差し支えありません。

## 17 署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることができません。

## 18 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に際し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

## 19 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、どんな名目であっても禁止されていますが、次に掲げる場合は認められます。

(1)湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられるお茶うけ程度の菓子を提供すること。

「通常用いられる程度の菓子」とは、せんべい、まんじゅう等、いわゆる「お茶うけ」程度のものをいい、高価な菓子はここにいう菓子には含まれません。また、酒、ビール、サイダー、サンドウィッチのようなものは、菓子ではないため提供できませんが、みかんやりんご程度の果物や漬物等は、通常用いられる程度を超えないかぎり、ここにいう菓子には含まれます。

(2)選挙運動員及び労務者に対して選挙事務所で食事をするため又は携行するために選挙事務所において弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当の数は、候補者1人につき、1日15人分(1日3食として、45食分)に、選挙期日の告示のあった日から選挙期日の前日までの期間の日数(5日)を乗じて得た数分(225食)の範囲内でなければなりません。

この場合の弁当は、1食について1,000円以内、1日について3,000円以内であるとともに、当然、選挙運動のための支出ですから選挙運動費用に算入されます。

## 20 気勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって、気勢を張る行為をすることができません。

## 21 連呼行為の禁止

短時間に一定の文句を連続反復して呼称する、いわゆる連呼行為は、演説会場及び街頭演説の場所において行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車の上において連呼行為ができます。しかし、この場合に連呼行為のできる者は、乗車用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は、街頭演説用腕章（乗車用腕章を含む）を着けた者に限られます。

なお、連呼行為は、学校及び病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。

## 22 投票記載所の氏名等の掲示

期日前投票及び不在者投票における投票記載所の氏名等の掲示の順序は、くじにより定め、掲示の順序を定めるくじの執行は、4月18日の午後5時30分から執行します。

## 23 選挙期日後のあいさつ行為の制限（インターネット等を利用する方法による場合を除く）

何人も、選挙期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることができません。

(1) 選挙人に対し、戸別訪問をすること

(2) 文書図画を頒布又は掲示すること

ただし、次の（ア）及び（イ）については、この限りではありません。

（ア） 自筆の信書

（イ） 選挙人からもらった当選の祝辞、見舞いに対する答礼のためにする信書（自筆でも印刷でも差し支えない）

(3) 新聞又は雑誌を利用すること

(4) 放送設備を利用して放送すること

(5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること

(6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすること

(7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩くこと

## 第6 当選人

(1) 有効投票の最多数を得たものが当選人となります。ただし、有効投票総数の4分の1以上の得票がなければなりません。

(2) 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで決定します。



(3) 当選人が決まれば、選挙管理委員会から当選人に対し、当選の旨の告知がなされますが、この場合、次のことに注意が必要です。

ア 兼職禁止の職にある者が、当選の告知を受けたときは、当選告知をうけた日に、兼職禁止の職を辞したものとみなされます。

イ 六ヶ所村に対し、請負関係にある者が、当選の告知を受けたときは、当選告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うこととなります。

## 第7 供託物の没収・返還

### 1 供託物の没収

次のような場合には、供託物は没収されます。

(1) 候補者の得票数が、議員定数でもって有効投票総数を除して得た数の10分の1に達しない場合

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員の定数（16人）}} \times \frac{1}{10} \quad \text{以上}$$

(2) 候補者たることを辞した場合

(3) 立候補禁止の公職についたため、立候補の辞退とみなされた場合

(4) 立候補の届出を却下された場合

### 2 供託物の返還

次のような場合には、供託物の返還ができます。

(1) 候補者が選挙期日の投票開始時刻（午前7時）までに死亡した場合

(2) 選挙の全部が無効となった場合

(3) 候補者の得票数が、議員定数でもって有効投票総数を除して得た数の10分の1を超える場合

(4) 無投票の場合

## 第8 選挙運動の費用

### 1 収入、寄附、支出の定義

(1) 収入

収入とは、金銭、物品、その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいうものとされています。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうものとされています。（すべて収入となります）

### (3) 支 出

支出とは、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいうものとされています。

(4) 前記の金銭、物品、その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています。

## 2 出納責任者

### (1) 出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者（1人）です。立候補準備のために要した支出を除くほか、選挙運動に関する費用は、出納責任者でなければ支出することができません。

### (2) 出納責任者の選任

ア 出納責任者は、一般的には、候補者が選任しますが、候補者自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは、自ら出納責任者となることができます。

イ 出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる最高額を定め出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。

### (3) 出納責任者の解任、辞任

ア 候補者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができますが、この場合には、候補者の承諾を得なければなりません。

イ 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することにより、辞任することができます。

### (4) 出納責任者に関する届出

#### ア 選任の届出

立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任月日並びに候補者の氏名を文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。

#### イ 異動の届出

出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は、その異動事項を、解任又は辞任による異動に関するものについては解任等の通知書を添えて、選挙管理委員会に届け出なければなりません。

### (5) 出納責任者の届出の効力

出納責任者の届出の効力は、選挙管理委員会に受理されなければその効力は発生しません。

### (6) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止

出納責任者の届出及び異動の届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対

その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。

#### (7) 会計帳簿の備付けと記載

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入
- イ 前記アの寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額）及び年月日
- ウ 選挙運動に関するすべての支出
- エ 前記ウの支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額）及び年月日

#### (8) 明細書の提出

出納責任者以外の者で、公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければなりません。

なお、寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについても、立候補届出後、直ちに  
出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。

#### (9) 出納責任者の支出権限

立候補の準備のために要する支出、電話による選挙運動に要する支出及び出納責任者の文書による承諾を得て支出するものを除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。

#### (10) 領収書の徴収と送付

出納責任者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日、及び目的を記載した領収書その他支出を証明する書面を徴収しなければなりません。なお、候補者又は、出納責任者と意思を通じて支出した者は、領収書その他支出を証明する書面を直ちに  
出納責任者に送付しなければなりません。

### 3 選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額

#### (1) 実費弁償及び報酬を支給できる者

実費弁償は、選挙運動に従事する者及び労務者に対して支給することができ、報酬は  
労務者、選挙管理委員会に届け出た選挙運動のために使用する事務員、専ら車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）に対して支給することができます。

## (2)実費弁償及び報酬の最高額

ア 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道費 鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額

(イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額

(ウ) 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額

(エ) 宿泊料 1夜につき12,000円(食事料2食分を含む)

(オ) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円

※ ただし、選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1日あたりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。また、選挙事務所において提供する弁当については、別に数量の制限がある。

(カ) 茶菓料 1日につき500円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃、船舶及び車賃 前記アの(ア)(イ)(ウ)に掲げる額

(イ) 宿泊料 1夜につき10,000円(食事料を含まない)

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

(ア) 基本日額 10,000円以内

※ ただし、弁当を支給した場合は、基本日額から弁当の実費相当額を差し引いた額

(イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

エ 選挙運動のために使用する事務員、選挙運動のために使用される自動車における選挙運動に使用する者(車上運動員)、手話通訳者及び要約筆記者1人に対して支給することができる報酬額

(ア) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円以内

(イ) 車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者 1日につき15,000円以内

※ ただし、いずれも超過勤務手当は支給できません。

※ なお、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者で報酬を支給する者については、選挙管理委員会に届出をしなければなりません。届出をすることができる人数は、立候補届出後から選挙の期日の前日までの期間を通じて、45人以内で、1日当たり9人以内の者となっています。

## 4 選挙運動費用の制限

### (1)選挙運動費用の最高額

法定制限額は、次のように計算されます。

人数割額(110円)×選挙人名簿登録者数+固定費(130万円)

なお、100円未満の端数があるときは、その端数は100円(100円未満は100円に切り上げ)となります。

この額は、選挙期日の告示とともに選挙管理委員会で告示しますので、それによって承知してください。

## (2) 選挙運動費用に算入されないもの

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。(収支報告書に記載不要)

ア 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

キ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

(自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕費、運転手の雇料)

※ ただし、自動車に取り付ける文書図画に要した経費は、選挙運動費用に算入しなければなりません。

## (3) 制限額を超過して支出した場合

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制の適用により候補者の当選も無効とされ、かつ、連座裁判の確定の日から5年間の立候補制限が科せられることもあります。

## 5 候補者等の寄附の禁止

(1) 候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含む)は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

(2) 後援団体に対する寄附

候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含む)は、任期満了日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間は、自己の後援団体に対し、寄附をしてはなりません。

## 6 選挙運動費用収支報告書の提出

(1) 収支報告書の提出と領収書等の添付

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、次の期限までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。

この場合、報告書には支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し(領収書その他の支出を証すべき書面をとりがたい事情があったときは、その旨や支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した書面)を添付しなければなりません。

ア ①選挙期日の告示の前日まで、②選挙期日の告示の日から選挙期日まで、③選挙期日後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の

期日から15日以内に提出しなければなりません。

イ 上記アの提出後にされた寄附その他の収入及び支出については、その都度、寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に提出しなければなりません。

※ 選挙運動収支報告書は2部作成して提出してください。1部は保存用に返還します。

(2) 帳簿、書類等の保存義務

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を報告書提出の日から3年間保存する義務があります。

(3) 報告書の公表

報告書を受理したときは、その要旨を公表することになっています。

## 7 収支報告書記載上の留意事項

(1) 収入

収入の「種別」欄は、寄附とその他の収入とに分けて記入してください。

ア 寄附

(ア) 金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければなりません。たとえば、選挙事務所の無償提供、ポスター貼りや葉書の宛名書き等のための労務の無償提供などです。その場合には、その見積もりの根拠を該当欄に記入すると同時に、支出にも計上しなければなりません。

(イ) 金銭や財産上の利益を現実に収受した場合だけでなく、その収受の承諾又は約束だけでも収入となるため、その時点で収支報告書に記載する必要があります。この場合、その約束に基づいて現実に物や利益を受けたときに、あらためて収入に計上する必要はありません。

イ その他の収入

(ア) 「その他の収入」とは収入の中から寄附を除いたもので、候補者の自己資金のうち選挙運動費用にあてたもの及び借入金がこれに該当します。

(イ) 政党からの公認料は、寄附として記入してください。

ウ 記載

1件1万円を超えるものについては各件ごとに、また1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計金額を記載してください。

(2) 支出の区分

ア 選挙運動に関するすべての支出を記載してください。これには、直接選挙運動となるような行為をすることに要した経費のほか、その行為自体が直接の選挙運動ではないが、結果において、選挙運動をするために行われる行為に要する支出、たとえば、事務連絡用の電話料及び電報料、選挙事務所に電話を架設する費用などを含みます。

イ 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者がした支出、及び他の者がこれらの者と意思を通じてした支出についても、「立候補準備のための支出」として記載してください。選挙事務所借入れの内交渉、ポスターの印刷など、立候補届出前の支出がこれにあたります。

ウ 「選挙運動のための支出」と「立候補準備のための支出」との別は、「区分」の欄に

記載してください。

エ 「支出」とは、金銭、物品、その他財産上の利益の供与又は交付の約束をいい、選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、寄附として収入となるとともに、その借上料、報酬等に相当する額が支出となります。

### (3) 支出の記載項目

支出は、次に述べる10項目に区分し、費用ごとに別の用紙に記載してください。

ア 人件費 選挙運動のために使用する事務員及び労務者、車上等運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者、要約筆記者に対する報酬

※ 労務者とは、選挙運動を行うことなく、単純な機械的労務で報酬を得ることを目的とする行為に服するもので、ポスター貼り、街頭演説の設営・撤去等に従事する者をいいます。

※ 事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者をいいます。

※ 選挙運動員等に支払われる実費弁償の内、鉄道賃、船賃、車賃は「エ 交通費」に、弁当料及び茶菓料は「ク 食糧費」に記載してください。

イ 家屋費

(ア) 選挙事務所費

事務所の借上料、机など備品の借上料、電話の架設費等

(イ) 集合会場費

個人演説会場及び会場内で使用する机など備品の借上料

ウ 通信費 電報、電話、葉書、封書等に要する費用

※ 電報、葉書、封書は、事務連絡用のものに限り許されます。なお、選挙運動用通常葉書の郵送料は無料であり、通信費には計上されません。

※ 電話架設費は「イ 家屋費の（ア）選挙事務所費」に入りますが、電話機の借上料と通話料は通信費に入ります。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信料も計上する必要があります。

エ 交通費 選挙運動用自動車等に要した支出以外の交通費で、選挙運動員、労務者の車代、鉄道賃、船賃等

オ 印刷費 選挙運動用ポスター、ビラ、葉書等の印刷費

カ 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

キ 文具費 紙、筆記用具、その他の選挙事務所において使用した消耗品等

ク 食糧費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子代や、法律で認められた範囲内で選挙運動員等対して提供する弁当の調製に要した費用

ケ 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用

コ 雑費 光熱水費等

選挙運動のために支出された費用であっても、前述（27ページ、4の（2））記載のとおり選挙運動に関する支出でないものとみなされるものがあるので注意してください。



## 第9 主要な届出書類一覧表

届出書類の種別	届出期限	備考
立候補（推薦）届 提出書類 1 本人届出 ア) 候補者届出書 イ) 供託証明書 ウ) 宣誓書 エ) 所属党派証明書 オ) 戸籍の謄本又は抄本 カ) 住民票の抄本 キ) 通称認定申請書  2 推薦届出 ク) 候補者推薦届 ケ) 候補者推薦届出承諾書 コ) 選挙人名簿登録証明書 及び イ) から キ) まで	4月18日  (告示の日、当日のみ)	※ 届出の際は、必ず届出書に押した印鑑を持参  ※ エ) は、無所属の場合は不要  ※ キ) は通称を申請する場合のみ提出
立候補辞退届	4月18日	
選挙事務所設置（異動）届	設置（異動）後直ちに	
出納責任者選任（異動）届	選任（異動）後直ちに	
選挙運動のために使用する 事務員、車上運動員等届	雇い入れる前	届け出た者でなければ報酬の支給はできない
選挙立会人届	4月20日までに	届出は任意
個人演説会開催申出書	開催日前2日までに	公営施設の場合のみ
選挙運動用ビラ届出書	頒布する前	ビラの規格に制限有り
選挙運動費用収支報告書	5月8日までに	領収書の写しを添付 (ないときは「領収書を徴しがたい事情があった支出明細書」を添付)

## 第10 主要日程表

月	日	曜日	主 な 内 容	備 考
2	24	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>立候補予定者説明会 時間：午後2時から 場所：六ヶ所村立中央公民館 会議室</li> </ul>	
4	12	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書類事前審査 時間：午後9時から午後4時 場所：役場分庁舎1F 選挙管理委員会事務室</li> </ul>	先着順に審査
	18	火	<p><b>告示日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立候補届出 時間：午前8時30分から午後5時 場所：六ヶ所村立中央公民館会議室</li> <li>選挙立会人届出〔期限：4月20日（木）〕</li> <li>投票記載所氏名等掲示順序決定くじ</li> </ul>	
	19	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>不在者、期日前投票開始</li> <li>不在者、期日前投票記載所の氏名等掲示開始</li> <li>郵便等による不在者投票請求期限</li> </ul>	
	20	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙立会人届出期限</li> <li>選挙立会人決定くじ執行、通知</li> </ul>	
	21	金		
	22	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>不在者、期日前投票最終日</li> </ul>	
	23	日	<p><b>投・開票日（選挙会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開票（選挙会） 時間：午後8時40分から 場所：六ヶ所村立中央公民館 集会室</li> </ul>	
	24	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>当選証書付与式 時間：午後2時から 場所：役場分庁舎 3階 大会議室</li> </ul>	
5	8	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動に関する収支報告書の提出期限</li> </ul>	